

議長 皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、委員会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。それでは、只今より会議に入らせていただきたいと思います。本日の会議に際して、事前に欠席届をいただいております委員さんは、1番の尾崎委員、4番の後呂委員、10番の小野委員、11番の清水委員でございます。また、本日は、白浜・西富田地区、南白浜地区、北富田地区、富田地区、日置地区、大古・矢田・安宅・塩野地区、田野井・ロケ谷地区の推進委員さんが出席いただいております。それから、本日の議事録の署名委員を指名させていただきます。5番の栗栖 一委員と9番の南 喜久治委員を本日の議事録署名委員に指名いたします。よろしく願いいたします。

5番委員 はい。
9番委員

議長 それでは、早速ですが、議題に入らせていただきます。報告第12号 農地法施行規則第29条第1号の規定による農業用施設の届出について、事務局より報告願います。

係長 はい。報告の前に、議案書の訂正をお願いします。～説明～それでは、報告第12号 農地法施行規則第29条第1号の規定による農業用施設の届出についてご報告いたします。議案書の1ページをお願いいたします。1番。申請地は〇〇で、地目は、台帳、現況ともに畑、面積は〇〇㎡の内〇〇㎡です。申請人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。農地法第4条第1項ただし書より、農地の転用の制限の例外として農地法施行規則第29条に定めがあり、同条第1号に規定する2アール未満の農業用倉庫用地としての転用です。農機具及び資材の置場として利用したく、届け出ましたとのこと。以上、報告いたします。

議長 事務局からの報告を終わります。この件につきまして、ご意見ご質問等はございませんか。

全員 意見なし。

議長 ありがとうございます。ご意見ご質問がないようですので、報告第12号につきましては、報告とさせていただきます。続きまして、議案第14号 非農地証明について上程いたします。2件ございますが、一括して事務局から説明願います。

係長 はい。議案第14号 非農地証明についてご説明いたします。1番につきまして、ご説明いたします。議案書の2ページをお願いいたします。申請地は〇〇外1筆で、地目は台帳が畑、現況は宅地、面積は合計〇〇㎡です。申請人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。当該地は親の代から宅地として利用されており、現在に至っておりますとのこと。なお、5月29日に〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員に現地調査をしていただいております。

続きまして、2番につきましてご説明いたします。議案書の3ページをお願いいたします。申請地は〇〇で、地目は台帳が畑、現況は雑種地、面積は〇〇㎡です。申請人は〇〇

の〇〇さん〇〇歳です。当該地は、平成9年2月4日に相続にて取得して以来、手付かずとなっている状態であり、現在に至っておりますとのことです。なお、5月29日に〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員に現地調査をしていただいております。現地の状況を写真で説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。～スライド説明～以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議長 事務局からの説明を終わります。1番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 宅地の一部として利用されているようです。境界がわからなかったのですが、隣接地も申請者さんの所有地であることから、問題ございません。

議長 2番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ございません。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

〇〇委員 1番についてですが、地籍調査は実施されているのでしょうか。

〇〇委員 未実施地域になります。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第14号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第15号 農地法第3条の規定による許可について上程いたします。事務局から説明願います。

係長 はい。議案第15号 農地法第3条の規定による許可につきましてご説明いたします。議案書の4ページをお願いいたします。1番。申請地は〇〇で、地目は、台帳、現況ともに田、面積は〇〇㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人〇〇さんの耕作面積は、〇〇㎡です。申請理由は譲渡人においては、当該地を農地として利用いただける方を探していたところ、耕作いただける方が見つかったため、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては、当該地は自身が耕作する他の農地と近く、合理性が高いと判断したため、本申請に至りましたとのことです。また、書類を精査したところ、農地法第3条第2項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「取得後、農地を利用すること」、「機械・労働力」、「通作距離」などでございます。以上です。ご審

議よろしくお願ひいたします。

議長 事務局からの説明を終わります。大字は〇〇ですが、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺ひします。

〇〇委員 異議ございません。

議長 他の委員さん方ご意見ございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第 15 号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第 16 号 農地法第 5 条の規定による許可について上程いたします。事務局から説明願ひます。

係長 はい。議案第 16 号 農地法第 5 条の規定による許可についてご説明いたします。議案書の 5 ページをお願いいたします。1 番。申請地は〇〇で、地目は、台帳、現況ともに田、面積は〇〇㎡です。譲渡人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権移転を伴いますドッグラン用地として雑種地への転用申請です。申請理由は譲渡人については、当該地を維持管理してきましたが、後継者がいないことから、手放したいと考えたため、本申請に至りましたとのことで、譲受人については、当該地は自宅の隣接地であり、ドッグランとして利用したいと考えたため、本申請に至りましたとのことです。なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地に該当いたします。また、書類を精査したところ、農地法第 5 条第 2 項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「資力・信用」、「計画面積の妥当性や土地の利用見込み」、「転用行為の確実性」などです。現地の状況を写真で説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。～スライド説明～以上です。ご審議よろしくお願ひいたします

議長 事務局からの説明を終わります。〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺ひします。

〇〇委員 異議ございません。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

〇〇委員 ドッグランへの転用申請は初めてのことだと思います。土嵩の高さや排水はどのようにするのか教えてほしいです。農地を荒地にしてドッグランとして利用するのとどう違うのでしょうか。

係長 現況のまま利用すると聞いています。一部家庭菜園として利用することも考えているそうです。

〇〇委員 この場合、地目は何になるのでしょうか。

係長 雑種地となります。

〇〇委員 ドッグランにするには柵をしないといけないのではないのでしょうか。

係長 柵をつけるとは申請書に書いていません。室内犬を庭で遊ばせるために利用することです。放って遊ばせるわけではないようです。

議長 自分の飼っている犬を遊ばせるためということですね。

局長 実際に農地の形状が変わるわけではありません。ただし、農業をする気がないこの方が申請地を農地として所有することは農地法上、不可能となります。それをクリアするために雑種地に地目を変えて所有権を移転したいと考えているようです。

〇〇委員 農地法上の下限面積は撤廃されていることから、小面積でも所有はできるはずです。

局長 農業をする前提であればその通りです。

〇〇委員 農業の定義は何ですか。大根1本植えていても農業です。

局長 業としてというわけですので、収益を上げられるかが大事な部分になります。家庭菜園として大根を1本植えたのでは、合わない話ということです。

〇〇委員 今までにも家庭菜園にしかならないような申請がたくさんあり、そのたびに許可してきた経過があります。

局長 農業をするという前提で申請いただいているかどうかは違ってきます。今回の方は農業をする気がないが、所有権を持ちたいという話の中で申請されています。

〇〇委員 飼い犬を放つ他に少し野菜を作ると話がありました。

係長 一部を家庭菜園として利用したいと考えているようですが、農業を生業としてこの土地を利用するわけではないということです。

〇〇委員 生業の定義はありますか。

係長 収益を上げられるかどうかです。

〇〇委員 収益を上げられないような農地は所有できないならわかりますが、今までの許可してきたものと整合性が取れていません。

局長 申請者本人が農業をしないと申出がある以上、農地転用として受付せざるを得ないです。固定資産税の観点からも維持は大変になり、デメリットとしても考えられます。申請いただいたものをだめだと判断はできないと考えています。

〇〇委員 農業委員会として農業の定義はどのようにとらえていますか。

局長 本人がここで農業をしますと申出があれば、今回の案件も3条申請として取り扱っていたところですが、しかし、農業をするつもりがなく所有権を取得したいと考えることから、5条申請の取扱いとなりました。農地として利用されるかどうかを基準として取り扱っていきたいと考えています。

〇〇委員 要はその土地を耕作の用に供するか、それ以外の利用とするかということでしょうか。

局長 はい。ドッグランと表現しましたが、庭に転用するということです。

議長 他にご意見はございませんか。

全員 意見なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第16号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第17号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について上程いたします。事務局から説明願います。

係長 はい。議案第17号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。議案書の6ページをお願いいたします。集積計画の概要をご説明いたします。利用権設定件数は1件、1筆で、面積は〇〇㎡となっております。また、使用貸借権の設定で、和歌山県農業公社が利用権設定で借り受けた後、農地中間管理事業により貸し付けを行うことになっています。続きまして、詳細についてご説明いたします。議案書の7ページをお願いいたします。1番。申請地は〇〇で、現況地目は畑、面積は〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和6年7月1日から10年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は花卉栽培です。また、書類を精査したところ、いずれも旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 事務局からの説明を終わります。〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 すでにハウスを建てて栽培をしています。異議ございません。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第17号につきまして、計画の決定を承認いたします。以上で、予定しておりました議案は全て終了いたしました。続きまして、その他の事項について、事務局より報告願います。

係長 ～農業委員・農地利用最適化推進委員活動報告書の提出について
～地域計画策定に係る各地域における協議について

議長 報告事項は以上でございます。他に何かご意見はございませんか。

全員 はい。

議長 なければ、次回の委員会につきましては、令和6年7月12日（金）午後1時30分から富田事務所 2階 会議室での開催を予定しております。
それでは、本日はこれで委員会を終了したいと思いますのですが、いかがですか。

全員 異議なし。

議長 以上をもちまして、委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。
～楠本会長は、午後2時5分に閉会を宣した。～

この議事録は事務局が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

委 員

委 員

※署名については、原本に行っています。